

草津市建設工事等の指名停止等に関する基準の改正概要

1 概要

国の各省庁等で構成される中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）による指名停止措置モデルや滋賀県建設工事等入札参加停止基準と相違すること、及び安全管理措置の不適切により生じた事故の基準を明確にすることから、草津市の基準を見直し、必要な改正を行います。

2 主な改正内容

（１）中央公契連の指名停止措置モデルや滋賀県建設工事等入札参加停止基準との相違について

- ・指名停止における同種の事案を繰り返した者について、措置を加重する特例を追加
- ・独占禁止法違反等に対する措置を加重する特例を追加

（２）安全管理措置の不適切により生じた事故の基準について

- ・事故の責任者を明確にし、市と市以外の事故を分け明確な対応ができるように改正
- ・苦情申立て回答期間を改正

3 施行日

令和5年4月1日